

調査報告書

【概要版】

2024(令和6)年3月22日

令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会

目次

第1 事案及び第三者再調査委員会の概要	5
1 事案の概要	5
2 第三者再調査委員会設置の経緯・概要・活動.....	5
第2 本件事案の背景事情及び自死に至るまでの事実経過.....	6
1 生徒Aについて.....	6
2 本件高校と空手部について	6
3 顧問Xと空手部員のLINEについて	6
4 空手部において顧問Xの指導に関連して生徒Aに起きた出来事	8
5 自死に至るまでの直近の経緯.....	10
6 顧問Xによる他の生徒らに対する過去の不適切な指導.....	11
7 顧問Xの評価.....	12
第3 本件高校の体制等について(本件事案発生前)	13
1 本件高校の校風・部活動に関する体制	13

2 教師による生徒への暴言・暴力・ハラスメントに関する対応体制	13
3 生徒に対する指導方針	13
第4 県教委の体制等について(本件事案発生前)	13
1 教職員の人権感覚醸成のための取組等について.....	13
2 暴力・暴言・ハラスメントについての研修.....	14
3 部活動等の相談窓口	14
4 教職員のスマホ・SNSの利用について	14
5 自殺対策について	15
第5 生徒Aの自死の原因に関する考察.....	15
1 結論.....	15
2 自死の原因の特定方法・考察.....	16
第6 本件事案発生後の本件高校の対応等	20
1 本件事案発生後の事実経過.....	20
2 本件高校の基本調査.....	20
3 保護者説明会等.....	21

4	教職員への説明及び情報共有	21
5	当再調査委員会の調査への対応.....	21
6	生徒 A の退学届の提出依頼.....	21
第7	本件事案発生後の県教委の対応	22
1	第三者委員会の設置.....	22
2	詳細調査の経緯.....	22
3	顧問 X に対する調査・懲戒処分.....	22
4	県立学校部活動の実態調査.....	23
5	「運動部活動等の在り方に関する方針」等の見直し	23
6	部活動の実態調査後の取組.....	23
第8	本件高校及び県教委への提言（資料 3 参照）	24
1	はじめに.....	24
2	生徒の人権尊重が最重要とされる学校体制を確立する	25
3	生徒の保護・相談支援体制の整備について	29
4	本件事案特有の問題に関連するその他の提言.....	32

第9 沖縄県への提言	34
1 「子どもの権利」に関する理解の周知（「子どもの権利条例」の制定）	34
2 子どもの相談・救済機関（子どもオンブズ等）の設置	35
第10 むすびにかえて.....	35
資料.....	41
【資料1】 再調査委員会の構成.....	41
【資料2】 用語の説明	42
【資料3】 本件高校・県教委への提言（まとめ）.....	44

※ 本調査報告書【概要版】は、関係者のプライバシー保護の観点から個人が特定できないよう配慮した表現に努めているが、生徒Aに関しては、遺族の同意を得た上で、事案の説明に必要な範囲で、個人情報に該当する事実を記載している。

第1 事案及び第三者再調査委員会の概要

1 事案の概要

本件は、2021（令和3）年1月29日、沖縄県内の県立高等学校（以下「本件高校」という。）に在籍し空手部に所属していた生徒（以下「生徒A」という。）が自死行為に及び、翌30日に死亡したという事案である（以下「本件事案」という。）。

2 第三者再調査委員会設置の経緯・概要・活動

(1) 本件事案について、2021（令和3）年2月8日に本件高校による基本調査報告書が提出された。そして、沖縄県教育委員会（以下「県教委」という。）が、4名の外部専門家で構成する第三者調査委員会（以下「原調査委員会」という。）を設置し、3月5日に詳細調査報告書が提出された。

その後、生徒Aの遺族及び支援者から沖縄県議会に再調査等を求める陳情がなされ、7月26日、沖縄県議会は再調査等を求める決議を行った。

本決議にしたがって、11月1日、「令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会設置要綱」が制定・施行された（以下、「令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会」を「再調査委員会」という。）。

(2) 再調査委員会は、自死に至るまでの事実経過及び背景に係る調査、検証を行うとともに、本件自死の原因の考察、生徒Aが在学した本件高校及び県教委の対応について考察するとともに今後の再発防止を図るための提言を行うことを目的として設置された。

再調査委員会は、教育、法律、心理学等に専門的な知識を有する者で、8名の委員と4名の調査員で構成され（資料1参照）、再調査委員会の事務局は、沖縄県総務部総務私学課に置かれた。

(3) 2022（令和4）年1月6日から2024（令和6）年3月18日まで全37回の会

議を開催し、空手部の生徒及びその保護者、本件高校の教職員を中心に74名のヒアリング、生徒向け及び教職員向けアンケート調査、本件高校の現地調査等を実施した。遺族には、会議の報告を逐次行い、弔問するなど、信頼関係の形成に努めた。

第2 本件事案の背景事情及び自死に至るまでの事実経過

1 生徒Aについて

(1) 生徒Aは、小学校1年生から空手を始め、「形」をメインに取り組んでいた。

中学校3年生の時、個人形で沖縄県で準優勝し、全国大会に出場した。

(2) 本件高校には、2019(平成31)年4月、部活動特別推薦により入学し、空手部に入部した。本件高校入学前から、空手部の顧問(以下「顧問X」という。)は、生徒Aとその家族とは空手を通じて知り合っていた。

高校1年生で全九州高校空手道新人大会南ブロックの団体形で優勝した。2020(令和2)年4月から高校2年生になり、6月にキャプテンに就任し、10月の沖縄県新人大会で個人形で優勝した。代表として派遣された11月の全九州高校空手道新人大会でも個人形で優勝し、全国大会への出場を決めていた。

2 本件高校と空手部について

本件高校は、2020(令和2)年度まで県高校総体を10連覇し、文武両道的な校風を掲げていた。本件高校空手部は、同年度の部員数は男子と女子で合計17名だった。同年度は新型コロナウイルスの影響で、授業や部活動に制限が課されている状況であった。

3 顧問Xと空手部員のLINEについて

(1) 顧問Xは、高等学校教諭(保健体育科)として沖縄県に採用され、本件事案発生時に在職年数は20年を超え、本件高校における勤務年数は4年であった。本件高校を含め、赴任先の学校では、空手部顧問を担当していた。空手部がない学校においても、顧問Xが空手部を創設し、個人(形・組手)、団体(形・組手)の競技で、県大会、九州大会、全国インターハイで優勝するなど数多くの優秀な成

績を収めていた。

- (2) 空手部の活動は、学期中、平日は16時45分から19時30分までを基本として、土日祝日や長期休暇中はその都度、状況に応じて決められていたようである。顧問Xは用事などない限り、ほぼ毎日顔を出していた。指導に際しては、顧問Xは声が大きく強めの口調であったものの、2020(令和2)年度において、生徒Aを除いた他の部員に対しては、きつい言葉や人格を非難するような指導はなかったようである。

生徒Aが2年生に進級した2020(令和2)年4月は、新型コロナウイルスの緊急事態宣言により部活動に制限が課され、その都度、話し合いで休みとしたり、時間制限をする等していた。ただし、空手部員は、顧問Xから、トレーニングの動画や2時間以上の自習ノートの写真を毎日LINEで送ることを求められていた(以下「課題」という)。

- (3) 空手部内では多数のLINEグループが作られており、顧問Xと空手部員全員がグループとなっているもの、空手部員のみでグループとなっているもの、顧問Xと生徒Aが1対1となっているものがあった。なお、県教委は、教職員が携帯電話等のメール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等を見童生徒との私的な連絡の手段として使用を禁じていた(第4の4で後述)。

これらのLINEグループでは、上記したトレーニング等の報告や部活動の事務連絡を含め、多くのやり取りがされていた。主なやり取りの内容は以下のとおりである。

ア 顧問Xは、空手部全体のLINEに、課題が提出されていない場合には、罰として「丸坊主決定」など丸坊主にすることを迫るメッセージを5回送信している。

イ 2020(令和2)年7月31日に夏休み中の部活動について、空手部全体のLINEに、生徒Aら部員たちが新型コロナウイルス感染を恐れて休みにすることを提案したことに、顧問Xは激怒した。自分は女子のみを指導し、男子は生徒Aと相談して勝手にやるようにメッセージを何度も送信している。生徒Aは、顧問Xの怒りを鎮める方法に苦慮し、部員らに相談した結果、先輩部員が考えた謝罪案を送信した。

ウ 顧問Xは、空手部全体のLINEに、生徒Aは勉強ができないと揶揄(やゆ)するメッセージを送信していた。

エ 顧問Xは、生徒Aとの個人LINEにおいて、9月下旬に部員の生年月日の報告を求め、その回答を受けていたにもかかわらず、10月中旬にも再び部員の

生年月日及び年齢の報告を求めた。また、11月中旬には、部活動の保護者承諾書作成のため、平日の日中に5人分の印鑑購入を指示した。

オ 部員同士のLINEの記録によれば、顧問Xが、生徒Aを通じて部員全体に中学3年生の空手選手の勧誘をするように指示していた。

なお、顧問Xの生徒AへのLINE電話の回数等は63回（キャプテン就任前13回、就任以降50回）あり、顧問Xからのメッセージ送信の時間帯は朝から深夜にされているものもあった。

4 空手部において顧問Xの指導に関連して生徒Aに起きた出来事

(1) 高校1年生の出来事

ア 生徒Aは、2019（令和元）年9月下旬に行なわれた本件高校の学園祭で、顧問Xから空手部の古紙回収作業等を指示されたため、クラス活動に参加できなかった。

イ 生徒Aは、11月に第39回全九州高校空手道新人大会で、怪我をした先輩に代わって、他の先輩2名とともに出場し、団体形で優勝した。優勝したにもかかわらず、顧問Xから、演武のミスを数えられた上、落ち着きがないことを指摘された。

(2) 高校2年生の出来事

ア 2020（令和2）年4月、顧問Xは、空手部への入部予定者が練習に遅刻・欠席したことが生徒Aの責任であるとして、叱った。

イ 6月上旬、顧問Xも含む空手部のグループLINE上で、顧問Xと部員の投票で次期キャプテンは、生徒Aに決まった。顧問Xは、別の候補者に投票しており、後日、自分が投票した候補者をキャプテンに変更したいとの意向を先輩の空手部員に伝えていた。

ウ 7月ころ、顧問Xの勧めで、形の指導を受けるために後輩部員2人と顧問Xの教え子が指導しているP道場へ、練習後に週1回通うことになった。P道場での指導は、生徒Aにとって得られるものが多く、真剣に練習に取り組んでいた。

エ 上記した7月31日の夏休みにおける部活動の進め方についてのやり取りの中で、生徒Aら部員たちが新型コロナウイルス感染を恐れて休みにすることを提案した。顧問Xは激怒し、自分は女子のみを指導するので、男子は生徒Aと相談して勝手にやるようにとのメッセージを何度も送信した。

キャプテンの生徒Aは、部員を代表して①顧問と空手部全体のLINE、②部員

との個人LINE、③空手部男子部員のLINE、④顧問Xからの直接の電話・LINEという複数のカテゴリーにまたがって、顧問Xへの対応を行った。しかし、顧問Xの怒りが鎮まる気配がなかったため、生徒Aは困り果て、どう対応してよいか分からなくなるほど混乱し、先輩部員が考えた謝罪案を送信することしかできない状況まで追い詰められた。

オ 9月に、ある部員の退部騒動があったが、顧問Xは、同部員が部活動を休んでいることを、キャプテンである生徒Aの責任であるとした。

カ 下記キの大会前日、右足を痛めていた生徒Aは、部室で後輩部員からマッサージを受けていた。顧問Xに怪我の報告をしたところ、「やる気があるのか。」「明日来なくていい。」などと叱責され、丸坊主にしていないことを咎められた。生徒Aは、学校の荷物を自宅に全部持ち帰り、「もう部活を辞める、学校も辞める。」とこれまでにないほど怒っていたことから、母親の勧めで小学校時代からの空手の師匠と電話で約1時間話をして、気持ちを落ち着かせた。生徒Aは、涙を流しながら丸坊主にした。

キ 9月26日沖縄県高校空手道選手権大会で、生徒Aは、右足の怪我の痛みがある中で出場し、個人形で3位となった。顧問Xから生徒Aに「キャプテンやめれ。」「やる気がない。」「部活やめろ。」という発言があった。

ク 10月17日から19日、沖縄県高校新人体育大会が開催された。生徒Aは、右足を怪我していたので、顧問Xに団体組手の出場辞退を申し出たが受け入れられることはなく、右足を怪我している状態で出場した。

生徒Aは、個人形で優勝し、団体形では2位、個人組手で3位だった。18日の団体形は連覇を逃し、顧問Xは生徒Aに「キャプテンやめろ。」などと叱責した。

個人組手では、準決勝で同校の部員と対戦することになったが、この対戦中に、顧問Xは、既に個人形で九州大会出場が決まっている生徒Aに向かって「お前空気読めよ」と声を投げかけた。

団体組手では、あと1回勝ち上がれば九州大会出場が決まる試合を、本件高校が接戦で落とす結果となった。顧問Xは「お前だけ九州に行ければいいのか。」と生徒Aが負けたことで出場を逃したと、生徒Aだけに責任があると受け取れる発言をした。

ケ 11月7日・8日、全九州高校空手道新人大会で、生徒Aは個人形で優勝した。顧問Xは、生徒Aに対して、まぐれで勝ったとの発言をした。団体形で後輩部員2名とともに出場し、3位だった。この結果について、顧問Xは、減点事項となる「い

ぶき」(呼吸で3名の技のタイミングを合わせる)を使ったから減点されて負けた、自らの指導者としての評価を下げるつもりかと生徒Aを叱責した。

5 自死に至るまでの直近の経緯

- (1) 2021(令和3)年1月21日、新型コロナウイルスによる沖縄県緊急事態宣言のため、P道場の練習時間が1時間早く開始されることとなった。生徒Aらは、顧問Xに時間変更を伝え、部活動の開始時間を早めることのできた。
- (2) 1月28日、生徒Aと後輩部員2人は、P道場での練習に参加するため、部活動を早めに午後5時30分に切り上げようとした。

P道場に送るため車で迎えに来た母親と生徒AがLINE電話で話している最中に、顧問Xが武道場に入ってきた。電話で話をしながら生徒Aが挨拶をし、P道場を優先して、部活動を早く切り上げようとしたことに、顧問Xは激怒した。生徒Aら3人に「やる気がないのか。」「なんでこんなに早い。」「なんで6時まで練習しないのか。最低6時だろ。」などと大声で叱責した。生徒Aらは、「すみません。」と謝罪し部活動を6時まで続ける旨伝えたが、顧問Xは、謝罪を受け入れず「あちの道場に行っておけばいい。」「見たくない。」「早く行け。気持ち悪いんだよ。」「キモい。」「ウザい。」と暴言を重ね、その怒りが鎮まることはなかった。その場にいた部員によれば、顧問Xがこれほど憤慨していたことは、なかったとのことであった。

仕方なく生徒Aらは、P道場の練習に参加し、翌日朝に3人で顧問Xに謝罪することにした。生徒Aはずっと顧問Xから叱られたことを気にしており、帰宅後も涙を見せつつ形の練習をしていた。

- (3) 1月29日の朝、生徒Aは元気がなかったが両親に励まされて登校した。生徒Aは約束の時間に間に合わず後輩部員は2人だけで職員室に向かい、謝罪した。顧問Xに「今は忙しい。」「勝手にやっつけ。」等と言われ、追い返された。その後、「ごめん。遅れた。」と言って生徒Aがやってきたが、顧問Xに言われたことを後輩部員から伝えられたところ、生徒Aは顧問Xに謝罪に行かず、そのまま戻っていった。その日の授業等では、昼休みに全然弁当を食べていないこと以外に、ホームルーム担任・教科担当・クラスメイトからも特に変わった様子は報告されていない。

同日の放課後、生徒Aは、後輩部員、同級生部員、引退した3年生の先輩部員が集まっていた空手部の部室に現れ、前日の出来事について話して「部活やりたくない。」「先生と会いたくない。」「何言われるかわからんなあ。」等と話した。ある部員には「どっちに従えばいいかわからない。」「今日は帰ります。」「今日はどう

しても無理です。」とも生徒Aは話していた。先輩や後輩が部活動に参加し謝罪することを勧める中で、生徒Aは、本当に怖い、今日はどうしても帰りたい等と言って出て行った。

- (4) 同日17時20分ころ、帰宅した母親は、生徒Aが帰宅した形跡があるものの、財布や自宅の鍵が残されたままであったことから、生徒Aを探したが、部活動にも参加しておらず、所在が不明となっていた。同日21時過ぎに、総合病院から遺族に生徒Aが搬送されているとの報告があり、30日2時36分に生徒Aは亡くなった。

6 顧問Xによる他の生徒らに対する過去の不適切な指導

- (1) 本件以前に、他の運動部男子生徒が不登校気味となった。当該生徒は欠席の理由を「体育の先生(顧問X)の暴言がきつい。」等と訴えた。

この訴えについて、顧問Xは否認していた。当時の校長は「趣旨はどうであれ暴言と取られるならば不適切である」と口頭で顧問Xに指導・注意を行った。当調査委員会の調査においては、不適切な指導があったとまでは断定できなかったものの、その可能性は否定できなかった。

- (2) 顧問Xの空手部女子部員に対する不適切な言動について、本件以前に、同じ女子部員から2人の女性教諭が以下の相談を受けている。

- ① 顧問Xの空手部女子部員の鼻の穴に指を入れるという行為があった。
- ② 顧問Xが大会遠征中のホテルで、夕食先を決めるという理由で女子部員の部屋に入り、ベッドに寝転んで話をした。また、顧問Xは女子部員の部屋を23時過ぎに訪れた。
- ③ 顧問Xは、特定の女子部員に対し、身体の接触を伴う形の指導を行った。

管理職による対応であるが、①についてはそもそも報告が届いておらず、事実確認はしていない。②については、当該女子部員への聴き取りは実施されないまま、顧問Xへの口頭での注意・指導が行われたのみであった。③については、当該女子部員への聴き取りは実施されないまま、顧問Xに口頭で、当該部員への謝罪と全部員への説明を行うように指導した。ただし、実際に謝罪と説明が行われたかは不明である。

当再調査委員会の調査において、①については、鼻に触れたこと(顧問Xの説明によると遊びで行ったもの)、②及び③についてはそのような事実があったことが確認できた。

7 顧問Xの評価

(1) 教職員評価において、本件事案発生前には高い評価がなされていた。

(2) 部員からは以下のような話があった。

①空手の指導内容は基本的に適切な内容が多く、理不尽な内容で怒ることはなかった。②たまにちょっと厳しいくらいの認識。③理不尽に怒る。④機嫌が悪いと怒ったり怒鳴ったりする。⑤指導がうまいほうではない。⑥怒るのは日常茶飯事。⑦怒るにしても、何でそんな理由なんだみたいな感じ。

(3) 教職員からは以下のような話があった。

①アイデアマン。②空手に関しては指導力のある先生。③学校全体のことを考えて積極的に動く人。④すごく行動力がある。⑤仕事をきちんとやる人。⑥頭のいい先生。⑦ちょっと口調がきついときはあるがすごく真っすぐな人。⑧言葉が悪くなる場所もあり、ちょっときつい言葉になることもあるがそれには愛情がある。⑨厳しい印象。⑩生徒に対しては優しい言葉遣いではなかったかもしれない。⑪何をするにも、行事をするにも、これがいいなと思ったら他の教員に確認しないまま動いてしまっているところがあった。⑫カッとなるところがある。⑬自分のペースで部活も何もかもやりたい人。⑭説明が下手。

(4) 管理職からは以下のような評価がされていた。

①空手のよき指導者。②非常にバランスよく学習面、進路面の子どもたちのサポートも大変よくしてくれていた。③率先してよくいろんなことをやっていた。④能力が高くて、まとめる力が非常にある。⑤職務に関しては一生懸命やってくれているという印象。⑥アイデアマン。⑦他の教員との調整不足。⑧言葉が少し荒かった。

(5) 空手関係者からは以下のような評価があった。

①厳しい言葉もあったが愛情として捉えていた。②指導力が抜群にある。③「使えない。」という言葉を使っていたがそれは空手に対する情熱とできない部分に対しての憤りの葛藤の部分もありながらの発言。④結果にこだわる。⑤現実主義者で、無駄なものは無駄と言うようなタイプ。⑥押しが強い。

第3 本件高校の体制等について(本件事案発生前)

1 本件高校の校風・部活動に関する体制

文武両道をモットーとして掲げ、県高校総体の総合優勝を連覇することが本件高校の目標となっていた。また、入学に際して、主に運動部について部活動特別推薦制度を採用していた。なお、空手部には保護者会がなかった。

2 教師による生徒への暴言・暴力・ハラスメントに関する対応体制

生徒の悩みごとなどの相談対応体制としては、教員1名、養護教諭2名を設置し、スクールカウンセラーも配置されていた。しかし、教師による不適切な指導事案が発生した場合の対応は基準が定められておらず、ケース・バイ・ケースで行われていた。

3 生徒に対する指導方針

本件高校において、「生徒指導」とは問題行動のある生徒に対する事前・事後の指導を指し、生徒指導に関わる全校的組織がなかった。生徒心得に対する違反や問題行動を起こした生徒への指導にイエローカード制を導入し、不寛容な生徒指導(ゼロ・トレランス的指導方法)を行っていた(資料2参照)。

第4 県教委の体制等について(本件事案発生前)

1 教職員の人権感覚醸成のための取組等について

(1) 人権ガイドブック

県教委は、2000(平成12)年2月に、教職員のための研修資料として「信頼される教職員を目指して—人権ガイドブック—」を作成し、2007(平成19)年の改訂により、「人権」が一番最初の項目に挙げられたが、「子どもの権利条約」に関する記載はなかった。

(2) 児童生徒の呼称

県教委は、2018年(平成30年)の「『問い』が生まれる授業サポートガイド」

の発行以来、他者を尊重する意識の第一歩として児童生徒の「さん」付けを呼びかけている。

2 暴力・暴言・ハラスメントについての研修

(1) ガイドライン等の周知

県教委は、毎年4月に「運動部活動等における望ましい指導の在り方について」を発出し、県立学校及び市町村教育委員会等に対し、「運動部活動での指導のガイドライン(文部科学省)」、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(スポーツ庁)」、「運動部活動の在り方に関する指針(沖縄県教育委員会)」等、各ガイドラインを周知している。

(2) 研修

県教委は、毎年度、各種研修会を開催し、部活動等における望ましい指導の在り方等について研修を実施している。

3 部活動等の相談窓口

運動部活動については教育庁保健体育課(以下「保健体育課」という。)、文化部活動については教育庁文化財課(以下「文化財課」という。)が相談窓口となっている。

4 教職員のスマホ・SNSの利用について

(1) 2019(令和元)年12月4日、県立高校教職員が自ら顧問を務める部活動の女子部員に対して太ももなどを触るマッサージを複数回行った、不適切な内容のLINEメッセージを複数回送信した等の問題を契機として、各県立学校校長に通知を行った。

具体的には、教職員が児童生徒等と連絡を行う際は、原則として学校の電話を使用し、職員私用の携帯電話やメールを使用しないこと。やむを得ずメール等を使用する場合は、CC等を利用するなどして管理者が連絡内容等を把握できるようにすること。また携帯電話等のメール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等を児童生徒との私的な連絡の手段として使用しないよう求めるものであった。

(2) 2020(令和2)年度において、各地区小中学校校長研修会、県立学校校長研

修会、県立学校初任者等研修会、県立学校臨時的任用職員等研修会等の各研修会において、服務規律確保のため、SNSの利用について研修を行っていた。もっとも、児童生徒との間のSNSの私的な利用制限は、わいせつ行為を防止するという点に主眼がおかれていた。

5 自殺対策について

(1) 沖縄県の取組

沖縄県は、自殺対策を支える人材の育成として、学校関係は、「児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教職員に対し、SOSの出し方教育、子どものSOSへの大人の対応についての研修等を行い、理解を促進」することを目指している。

命の大切さを実感できる教育のほか、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）等を行っている。

(2) 相談体制

ア 「沖縄県のこどもとおとなのLINE相談（ククルーム）」を設置し、LINEチャットで相談が受けられる体制を整えている。

イ 24時間子どもSOSダイヤルの窓口として、県立総合教育センター内に教育相談室を設置しており、電話のほか、SNSや対面での相談も受け付けている。

ウ 文書で法務省の設置する「子どもの人権110番」を紹介している。

エ 親子電話相談室を設けている。

オ 沖縄県HPでは、生きる支援の相談窓口として、「沖縄いのちの電話」「こころの電話相談」「こころの健康相談統一ダイヤル」「まもろうよこころ」等、外部サイトのリンクや連絡先などを掲示している。

第5 生徒Aの自死の原因に関する考察

1 結論

自死前日2021（令和3）年1月28日の顧問Xからの理不尽かつ強烈な叱責が、生徒Aを自死に至らしめた直接のきっかけとなった大きな要因である。

2 自死の原因の特定方法・考察

- (1) スマートフォン解析・近い方からの証言から、生徒Aが自ら自死の原因・動機を外部に明示した事実は確認できなかった。そこで、第2から第4において認定した事実について、以下の方針にもとづいて生徒Aの自死の原因をaからcの順に分析的に特定していくこととした。

a:「生徒Aの自死に関連することがうかがえる要因」を検討する。自死の原因となりうる事情を広く拾い上げるためである。

b:それらの要因のうち、「生徒Aの自死と強い関連性があると言える要因」を抽出し、評価を行う。自死との関連性が強いものに絞り、より深く検討するためである。

c:認定された事実をもとにして、「生徒Aを自死に至らしめた直接のきっかけとなる出来事があったのか。その出来事は何か。」を検討する。

- (2) a:「生徒Aの自死に関連することがうかがえる要因」として認められるか検討した事情は以下のとおりである。

ア 自死の危険因子について

一般論として、自死の危険因子として、①自殺未遂歴、②精神障害の既往（気分障害、物質関連障害、統合失調症、行為障害、発達障害等）、③サポート不足、④性別（自殺既遂者 男性>女性）、⑤年齢（40、50、60代が多い）、⑥性格（未熟・依存的、衝動的、完璧主義、孤立・抑うつ的、反社会的）、⑦喪失体験（病気や怪我、業績不振、予想外の失敗）、⑧他者の死の影響、⑨群発自殺・メディアの影響（青年期の自殺既遂は有意に伝染や模倣のメカニズムが見られる）、⑩事故傾性（自殺に先行して自己の安全や健康を守れなくなるような現象）、⑪児童虐待等が挙げられている（高橋祥友『自殺の危険[第4版]臨床的評価と危機介入』2022年2月20日49から62頁）。

本件において、危険因子ごとのアプローチからは、a:「生徒Aの自死に関連することがうかがえる要因」は検出できなかった。

イ 進路面で悩みがあった可能性

空手を特技として活かし推薦制度を利用した進学という観点からすると、学校推薦されるかどうかの判断に、顧問Xが大きな影響を与えることについて不安を抱いていた可能性はあり、a:「生徒Aの自死に関連することがうかがえる要

因」と言える。

ウ 顧問Xとの関係

① 「支配的主従関係」について

LINEなどのやり取りによれば、顧問Xは生徒Aに対し、他の部員の問題について責任を問うたり、顧問Xは生徒Aを都合よく一方的に利用したり、生徒Aの成績等を揶揄(やゆ)する投稿を行ったり、生徒Aのプライベートな時間・空間について尊重も配慮もしなかったことが認められる。顧問Xの言動からすると、顧問Xは、自らの都合で一方的に生徒Aに連絡を取ることに特に疑問も抱いておらず、生徒Aに対する配慮が欠けていたことが見て取れる。他方で、生徒Aは、顧問Xから自分を蔑ろにされる扱いをされても顧問Xに反論・反発できず、従順にその指示に従っていたことがうかがえる。

生徒Aと顧問Xの間には単なる主従関係を越えた「支配的主従関係」が形成されていた(資料2参照)。

② 顧問Xによる一連の部活動指導について

生徒Aに対する一連の部活動指導、特にキャプテン就任後の指導により「支配的主従関係」が形成され、生徒Aは「警戒的過覚醒状態」(資料2参照)に陥っていったと思われる。そうした中で、生徒Aは顧問Xに逆らうことはせずに、怪我を押して大会に出場したり、意に添わない丸坊主にしたりするなどしていた。顧問Xに従っていたにもかかわらず、顧問Xから褒められることなく否定的なメッセージを受け続け、独立の人格をもつ存在として尊重されていなかった。生徒Aのどう頑張っても認めてもらえないという「学習性無力感」(資料2参照)は相当大的なものであったと考えられる。

そして、顧問Xから生徒Aへの指示は、「ダブルバインド」(資料2参照)を生じさせるメッセージが継続的に繰り返し行われていた可能性があり、そのたびに物事を論理的に判断する能力が麻痺させられ、生徒Aは顧問Xからのメッセージをどのように処理すれば良いか分からず身動きがとれない状況にされた。

③ 「支配的主従関係」(上記①)を生み出した背景的事実として i 本件高校が「文武両道」を掲げて運動部活動を推進した運動部活動に対する位置づけ、ii 本件当時に本件高校が採用していた部活動特別推薦制度、iii ハラスメント等の問題に対応できる学校体制が不十分であったこと、iv 生徒からの相談・悩みを把握する体制が不十分であったこと、v 本件高校がゼロ・トレラ

ンス的指導(資料2参照)を行っていたことが影響しているものと考えられた。

エ 2021(令和3)年1月28日の叱責

後述するとおり、生徒Aは、後輩部員ら2人と共にP道場への稽古に向かおうとしたことで、顧問Xから極めて強い叱責を受けている。そして、その翌日の1月29日に自死を図っており、その出来事の内容、時間的な近接性から見ても、1月28日の顧問Xの叱責は、a:「生徒Aの自死に関連することがうかがえる要因」であると言える。

(3) b:aの要因のうち「生徒Aの自死と強い関連性があると言える要因」として検討した事情は以下のとおりである。

ア 進路面の不安

生徒Aが日常的に進路面の不安を明確に述べていた事実は確認できず、進路面の不安がb:「生徒Aの自死と強い関連性がある要因」であるとまで断定することはできない。

イ 1月28日の顧問Xの叱責

- ① 上記第2の5(2)の顧問Xの一連の発言(「やる気がないのか。」「なんでこんなに早い。」「なんで6時まで練習しないのか。最低6時だろ。」、生徒Aらの謝罪後の「あっちの道場に行っておけばいい。」「見たくない。」「早く行け。気持ち悪いんだよ。」「キモい。」「ウザい。」)や態度について、その場にいた空手部3年生や同級生も顧問Xがあれほど怒っている様子は見たことがないと述べており、生徒Aにとっては、これまで経験したことがないほど強烈な叱責であった。
- ② この叱責による生徒Aの受け止め・心理状態であるが、この強烈な叱責は、生徒Aに顧問Xとの「支配的主従関係」を再認識させ、「警戒的過覚醒状態」を呼び起こしたと考えられる。
- ③ 生徒Aは、外見的には比較的安定した生活を送っていた中で、1月28日に、突如、顧問Xから理不尽かつ強烈な叱責を受けた。しかもこの叱責はこれまでに経験したことがない強烈なものであり、自死の前日に起きた時間的に近接した出来事であることからすると、「a:生徒Aの自死に関連することがうかがえる要因」というだけでなく、「b:これまでの挙げた要因のうち、生徒Aの自死と強い関連性がある要因」と言える。

(4) c:「生徒Aを自死に至らしめた直接のきっかけとなる出来事があったのか。その出来事は何か。」の検討について

ア 上記顧問Xの発言(第2の5(2))は、自らの感情に委ね、これまでに見せたことのない強烈な怒りの態度を表した中で、生徒Aに向けられた人格を傷つける発言といえ、生徒Aに「支配的主従関係」におかれていることを再認識させて「警戒的過覚醒状態」に呼び起こすとともに、その状態を高め、あらゆる刺激についてアラートが発動される状態となった。

イ かかる心理状態にある中で、顧問Xから、生徒Aに対し、さらに度重なる「ダブルバインド」(資料2参照)を内包するメッセージが送られている。

生徒Aは、顧問Xの勧めでP道場に通うこととなり、真面目に道場での練習に取り組むことで成果が出ており、顧問Xから、P道場に通うことが褒められることはあっても、非難されるなど考えもしなかったと思われる。そのような中で、P道場よりもまず部活動を優先しろと顧問Xの強い態度で示され、①生徒Aは矛盾したメッセージを抱えることになった。

そして、生徒Aは顧問Xの態度に委縮、困惑し、「6時まで練習します。」と言ったにもかかわらず、顧問Xの怒りは収まらず「(本件高校)の練習には来ないであちの道場に行っておけばいい。」「早く行け。」と言われた。

引き続き交わされたこのやり取りも、顧問Xの部活動の練習を大切にしろという意向に添おうとしたにもかかわらず、部活動の練習を犠牲にしてP道場へ行けという指示であるため、生徒Aにとっては、②矛盾・対立したメッセージとなっている。

受け手の生徒Aとしては、①のメッセージについて、奇異な情報について納得のいく理由を見つけようとしてもメッセージ自体が不整合であるため思考面で混乱し情緒面で葛藤し不安になっている中で、立て続けに②のメッセージが送られたが、このメッセージ自体の内容も不整合であるためさらに思考の混乱が生じたものと思われる。

ウ さらに、生徒Aは、顧問Xから、これまで経験をしたことがない強烈な叱責を受けたため、このように理不尽な扱いを受ける状況がいつまで続くのかという絶望的な心理状態に追い込まれたと思われる。まさに、解決不可能な問題や、避けることができない強度の心理的ストレスにさらされた「学習性無力感」(資料2参照)と説明される状態である。

加えて、生徒は、将来の進学に際して空手を特技としてアピールすることを考えていたと思われ、全国大会出場を決めていた生徒にとって、空手を辞めるという

選択肢はなく、進退窮まる心理状況におかれた。

このように1月28日の顧問Xによる理不尽かつ強烈な叱責が引き金となって、生徒Aは、自死を選択する心理に至ったものと考えるのが相当である。それ以外について、生徒Aを自死に至らしめる直接のきっかけと言えるまでの要因を、本調査においては確認することができない。

したがって、当再調査委員会は、顧問Xによる1月28日の叱責が、「C:生徒Aを自死に至らしめた直接のきっかけとなる出来事」であったものと認定する。

第6 本件事案発生後の本件高校の対応等

1 本件事案発生後の事実経過

2021(令和3)年1月30日午前2時36分に生徒Aが死亡し、午前4時に顧問Xから校長に電話で報告がなされ、校長は同日、県立学校教育課に生徒Aが橋桁から落下して死亡したことを報告した。2月2日に警察から本件高校の管理職らに対し生徒Aの死は自死であるとの報告がなされた。

校長、顧問X、ホームルーム担任の3人は、同月30日に遺族宅を弔問し、同月31日に通夜に参列した。

2月1日生徒Aの告別式が執り行われ、校長、教頭、顧問X、その他多くの職員が告別式に参加した。

2 本件高校の基本調査

2月2日、本件高校の校長、教頭が遺族宅を訪ね、基本調査実施について説明し、遺族からヒアリングを行った。

同月4日、本件高校は、教職員、生徒Aのクラスメイト40人、空手部員16名にアンケート調査を行った(同月5日から8日にかけて空手部部員のうち希望のあった8名に対し、スクールカウンセラーによる緊急のカウンセリングを実施している)。

同月6日に本件高校の管理職らは顧問Xからヒアリングを行い、同日、校長と顧問Xは、遺族宅を訪問し、大部分は空手指導が自死の原因であるとし、遺族に謝罪した。

同月8日「子供の自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」を作成し、同月10日に教育庁に報告をした。教職員アンケートの結果については教

頭が整理していたが、顧問Xへの評価が不利となるような2名分のアンケート結果が漏れており、これに気づいた校長が指示して修正させ、改めて教育庁に報告し直した。

3 保護者説明会等

本件高校は、2月16日に空手部保護者説明会を実施し、本件事案の経緯を説明し、3月中旬ごろに空手部の部活動への要望、保護者会の設置等についてのアンケートを実施した。

県教委は、本件事案の第三者調査委員会を立ち上げ、2月18日から同月24日までの期間に詳細調査を行い、3月5日、同第三者調査委員会から教育庁へ詳細調査報告書が提出された。本件高校は、同月26日に保護者説明会を実施し、再発防止のため、管理職の責任、職員の対応、部活動に関する諸課題について合計16の改善点を掲げた。なお、本件高校は、2020(令和4)年度から、入学者選抜において、部活動特別推薦制度を廃止した。

4 教職員への説明及び情報共有

本件高校は、2月3日、臨時職員会議で教職員に対して、生徒Aの自死について経緯を説明したと述べている。

当再調査委員会の調査において、本件高校は、原調査委員会作成の報告書を教職員に配布した形跡があると回答しているものの、調査報告書を読んだと答えた教職員はいない。

5 当再調査委員会の調査への対応

本件高校は、当再調査委員会の調査におおむね適切に対応、協力していたが、本件事案に関連する書類の一部(本件事案発生直後に顧問Xから管理職あてに、本件の経緯を記載した報告書)を当再調査委員会に提供していなかった。当該書類は校長のヒアリングの際に、その存在が明らかとなったものであった。

6 生徒Aの退学届の提出依頼

10月25日、生徒Aの当時のホームルーム担任が、遺族宅を訪れ、生徒Aの退学届への署名を両親に求めた。遺族は抗議したが、翌年4月に赴任した新校長と教

頭が再び退学届を持って遺族宅を訪問するということがあった。

第7 本件事案発生後の県教委の対応

1 第三者委員会の設置

県教委は、2021（令和3）年2月8日に本件高校から基本調査報告書が提出されたことを受けて、本件事案の詳細調査のため第三者調査委員会の設置を決定した。

同月15日、教育庁職員2名は、本件高校の校長と共に、遺族宅を訪問し、詳細調査の説明（調査期間：2021（令和3）年2月15日から同年3月5日まで）を行った。調査期間・調査対象について、教育長や教育庁職員は遺族から了承を得たと述べるが、遺族は了承した記憶はないと述べている。

2 詳細調査の経緯

原調査委員会は、2月18日から24日、遺族、本件高校の管理職、教員、空手部員、顧問Xへのヒアリング調査を行った。

3月3日に、原調査委員会から遺族に対し、詳細調査の経過報告がなされ、遺族は、詳細調査の継続を要望したが、詳細調査は終了し、同月5日に原調査委員会から教育庁へ詳細調査報告書が提出された。教育庁は、同月9日に、遺族に対し、詳細調査報告書の提示、同月13日に詳細調査報告書の概要版の提示、説明を行った。遺族は、その後行われる記者会見において学校名や部活動名を明らかにすることを要望し、これに対し、県立学校教育課は、「県が判断します。」と回答した。

教育庁は同月18日に遺族に詳細調査報告書を提供した。同月19日、教育庁は沖縄県庁で記者会見を行い、学校名は公表したが、部活動名を公表せず、そのことをご遺族の要望と説明した。

3 顧問Xに対する調査・懲戒処分

4月14日から5月31日、教育庁学校人事課は、顧問Xの非違行為の有無を調査するため、顧問X、遺族、本件高校の管理職をはじめとする教職員、空手部員か

らヒアリングを行った。空手部員のヒアリングを行ったのは、学校人事課の職員のみであり、公認心理師など心理の専門家は同席しなかった。

7月29日、沖縄県教育委員会は顧問Xを懲戒免職処分とした。校長は3月31日付けて定年退職していたため、懲戒処分の検討対象とならなかった。また、管理監督責任者は学校長であり、教頭については懲戒処分はなされなかった。

4 県立学校部活動の実態調査

教育庁保健体育課は、2020(令和3)年4月1日から18日にかけて、2020(令和2年)度の県立学校部活動の実態調査(調査対象:沖縄県の県立学校の管理職、部活動指導者、部員、部員の保護者。調査内容:部活動指導者の指導方法、暴力・暴言・ハラスメントの有無、是正状況、部活動指導者の研修受講状況等)を行った。2021(令和3)年度以降も同調査を行っている。

5 「運動部活動等の在り方に関する方針」等の見直し

県教委は、2021(令和3)年12月、運動部活動と文化部活動両方の指針を統合させた「部活動等の在り方に関する方針(改定版)」を策定・公表した。また、「部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた取組」も合わせて策定し、「子どもの権利条約」も引用しつつ、子どもの権利の保障や暴力・暴言・ハラスメントの根絶に取り組むことを表明している。

また、県教委は、本件事案を受けて、2023(令和5年)2月に「信頼される教職員をめざして一人権ガイドブック」【2000(平成12)年12月策定、2007(平成19)年改訂)】を全面的に改訂した。

6 部活動の実態調査後の取組

県教委は、管理職や部活動指導者等を対象とした暴力・暴言・ハラスメント等の根絶のため研修等を実施したり、県立学校を巡回訪問し、各学校によるハラスメント等の改善及び防止の取組を確認するとともに指導助言などを行っている。

また、「沖縄県高校部活生メッセージ~変えよう部活、変えよう未来~^{にーまるにーさん}2023」検討委員会を開催し(5回)、2023(令和5)年2月26日、県立高校生がハラスメント等根絶に係るメッセージを策定し、教育長に手交した。

第8 本件高校及び県教委への提言（資料3参照）

1 はじめに

- (1) 当再調査委員会は、調査の結果、生徒Aの自死の大きな要因のひとつが、顧問Xによるパワハラ的な不適切な指導であると判断するに至っている。この不適切な指導の基礎には、顧問Xにおいて、生徒Aの人格的尊厳に対する配慮が著しく不足していたとの指摘が可能である。

そのような不適切な指導がなされた背景に関し問題点がないか、そのような問題点が生ずる根本的な原因は何なのか。今なお、児童生徒の人格的尊厳への配慮を欠き、不適切な指導を行っていると思われる教職員が存在するのは、学校現場における教師と児童生徒の関係性、児童生徒の位置付け等にも背景的な問題が潜んでいるものとも考えられた。そこで、当再調査委員会は、本件事件の直接的な原因とはならないものの、遠因となった可能性もある背景的事項に関する問題点にも言及することとした。

- (2) 提言の基礎にある考え方～子どもの人格的尊厳の確保及び人権の尊重

ア 個人の尊厳の確保

日本国憲法は、第13条において、「すべて国民は、個人として尊重される。」と定め、個人主義の原理を宣明し、第三章において基本的人権の尊重をうたっている。

人間が社会を構成する自律的な個人として自由と生存を確保し、もってその尊厳性を維持するため、人間は誰しも生まれながらにして人権を有している。このように人権の根拠は、人間の固有の尊厳に由来するものであり（個人主義）、一人の人間が自分らしく生き、幸福を実現するためには、その個人の尊厳が守られなければならない。教育現場を含むあらゆる場面において、最大限に尊重されなければならない。

イ 「子どもの権利条約」の理念の浸透

児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）は、子どもを取り巻くあらゆる場面において、子どもの人権の尊重、保護の促進を目指すものであり、子どもは保護される対象であるだけでなく、権利を持つ主体であることを明確にうたっている。

子どもの人格的尊厳を確保するという理念は、国や地方公共団体という公

権力との関係だけでなく、子どもを取り巻くあらゆる状況において要請されているものである。この個人の尊厳確保という理念の理解や人権感覚は、人が大人へと成長していく過程の中で大きく培われていくものである。特に教育現場においては、全ての教職員が「子どもの権利条約」の趣旨を十分に理解し、あらゆる施策は、個々の児童生徒の人格的尊厳に配慮しつつ実践されなければならない。教育行政においても児童生徒の人格的尊厳を確保するという強い意識がなければ、この理念をすべての教育現場、教育に携わる者に浸透させることは叶わない。

2 生徒の人権尊重が最重要とされる学校体制を確立する

(1) 「子どもの権利条約」の理解を浸透させること

ア 問題点

顧問Xによる生徒Aに対する一連の不適切な指導、特に2021（令和3）年1月28日の叱責行為は、生徒Aの人格的尊厳に対する配慮はうかがえず、社会通念上許される指導の範囲を超えるものであり、顧問Xにおいて「子どもの権利条約」の理念に対する理解が不十分であったことを強く疑わせる。教職員によるハラスメントや不適切な指導がなされているケースが後を絶たない現状に鑑みれば、教職員に対する人権に関する研修の効果が得られておらず、結果として研修が不十分であったと評価せざるを得ない。

イ 提言

「子どもの権利条約」にあるとおり、生徒はあらゆる場面において、人権の尊重、保護を受けると同時に、権利を持つ主体である。学校でも、生徒は「主体」として尊重されるのであって、指導の「客体」としてだけ扱われることがあってはならない。このような理解を浸透させることが、「生徒の人権尊重が最重要とされる学校体制の確立」に不可欠である。

① 本件高校への提言

i 教職員向けの研修

「子どもの権利条約」の理解を浸透させるため、これまでの研修の見直しを行い、生徒ひとりひとりに対する人格的尊厳の尊重、教職員と生徒が主従の関係にはないこと等についても改めて深く考える機会を持てるような研修とする必要がある。例えば、①指導死遺族や関連支援団体の講師による講演、②指導死についての研修等を受講した際に、教職員間で振り返りを行うグループワークの実施などを行うことも研修の方法として検討してい

ただきたい。

ii 生徒向けの授業

子どもには、意見表明権が保障されており(子どもの権利条約第12条第1項)、生徒は、部活動にとどまらずあらゆる場面で自由に意見表明をすることができ、教職員、保護者を含む大人から意見を十分に考慮してもらえるのである。「子どもの権利条約」に関する授業を実施し、生徒において意見表明権があることの理解が浸透すれば、周りの大人に意見表明することで、指導者の不適切な指導を防止し、自らの置かれた理不尽な状況を改善することにもつながると思われる。

② 県教委への提言

i 県教委は、ハラスメント防止、部活動に関わる教職員・指導者の資質を上げていくことを目的とした研修を実施しているが、その研修内容が「子どもの権利条約」を踏まえた、生徒の主体性を尊重する内容になっているかについて再確認が必要である。県教委には、県内のすべての教職員、児童生徒に対し、「子どもの権利条約」の理解が浸透する研修・授業を実施することを提言する。

ii 2022(令和4)年度の県立学校の部活動の実態調査においても、指導者の6割が研修を受けていないとの回答がされている。研修の実効性を高めるために、全教職員・指導者の出席を必須とする義務研修とし、さらに欠席者がでないような工夫を行うべきである(例えば、受講歴が確認できない場合は部活動指導ができない等。)。また、県立学校において、生徒対象の「子どもの権利条約」に関する授業が実施されたかどうかの検証を行うことも必要である。

(2) 自死予防教育・研修の実施

ア 問題点

本件事案発生前後を通じて、本件高校においても自死予防教育は行われているものの、現に本件事案が発生していることを重く受け止め、自殺予防教育の在り方を改めて見直す必要があると思われる。

イ 提言

① 本件高校への提言

本件高校に、生徒向けの自死予防教育を実施することを提言する。自死予防

教育の実施方法については、例えば、年に1度、全校生徒に対し、本件事案の概要を説明し、場合によっては、指導死遺族や関連支援団体と連携を図り、しかるべき方に講演をしてもらうこと等も検討していただきたい。

教職員に対しては、「ゲートキーパー」としての役割を果たせる体制を整えられるよう自死予防研修を実施することを提言する。

② 県教委への提言

県内のすべての県立学校において、児童生徒向けの自死予防授業を行うよう取組み、実際にそのような授業が実施されたのかを検証していただきたい。

また、教職員に対しては、「ゲートキーパー」のスキルを身につけられるような研修を実施すること、そして、教職員対象の自死予防研修については、義務研修とすることが望ましい。

(3) 段階的指導の見直し

ア 問題点

生徒の個別性に十分に配慮しないゼロ・トレランス的指導理念は教師と生徒の関係を根本において規定し、そのことが生徒Aの自死へと至る心理的変化や身体的・行動的兆候を学校が発見できなかったことの遠因となった可能性がある。

イ 提言

① 本件高校への提言

本件高校にゼロ・トレランス的生徒指導であるイエローカード制度については廃止を前提とした改善を求める。

② 県教委への提言

イエローカード等のゼロ・トレランス指導が維持されている県立学校に、その見直しを促すよう求める。

(4) 本件高校の校則の再検討

ア 問題点

本件高校の校則には、教育目的との関連で禁止・制限する必要性・合理性が不明な規定も多くあること、生徒らが意見を表明し校則を見直す機会が設けられていないことなどの問題がある。

イ 提言

生徒指導提要（令和4年12月改訂）の校則見直しに関する記述を参考とし、現状の校則の禁止・制限規定等が、本件高校の教育目的に照らして真に必要かつ合理的かを見直し、その見直しの際には生徒らが意見表明できる場を設け、校則の内容をその制定した背景や理由等も合わせてホームページ等に公開するなど、校則の再検討を行うことを提言する。

(5) 本件高校の「文武両道」という校風の再検討

ア 問題点

「文武両道」という校風は、本件高校の教職員の多くに肯定的に受け止められており、また本件事案の発生に直接影響したとまでは確認できない。もっとも、場合によっては、部活動偏重、勝利至上主義、部顧問による不適切な指導等の問題の遠因となるおそれが全くないとは言えない。

イ 提言

本件高校に、生徒の指導にあたり、部活動は生徒の自己決定権に基づく自主的な活動によってなされるものであり、生徒が主役であり、決して学校や教職員のためになされるものではないということを強く認識し、学校生活・部活動における運営方法や生徒の指導の在り方について見直すことを提言する。

(6) 教職員の懲戒制度の見直し

ア 問題点

県教委の懲戒処分基準によれば、教職員による生徒への不適切指導は、傷害という結果が生じなければ「戒告」に留まる。他方で、教職員間で、パワーハラスメントがあった場合には傷害という結果が生じていなくても、「停職、減給又は戒告」となっており、「停職、減給」まで処分が選択できることとなっている。

児童生徒が対象であっても、教職員が対象であっても、一人の個人として尊重され同等の取り扱いがされるべきであり、「子どもの権利条約」の趣旨に鑑みても、アンバランスな懲戒処分基準となっており、不合理である。

イ 提言

児童生徒も一人の個人として尊重されるのであるから、児童生徒へのパワーハラスメント的な不適切指導についても戒告に留まるものではなく、事案によっては「免職・停職・減給」という処分もなしうよう懲戒処分基準を見直す

べきである。

3 生徒の保護・相談支援体制の整備について

(1) 教職員の不適切な指導が問題とされた場合の対応

ア 問題点

本件において、顧問Xの過去の不適切な言動が見過ごされてきたのは、問題が発生したときの基本的な対応指針が確立されていないことにも、原因があったと思われる。

イ 提言

教職員の生徒に対する関係で問題が指摘されたときには、管理職や一部の教職員らによって恣意的な対応がなされないよう、一定の指針ないし基準を策定しておくことが望ましい。なお、本来であれば、本件高校だけでなく県立学校全部を対象とした統一的な指針ないし基準を作成することが望ましく県教委においてもその策定を検討していただきたい。基準策定にあたっては以下の事項を盛り込んでいただきたい。

- ①調査への影響を避けるため、調査期間中、対象となっている教職員に指導を行わせない等の措置。
- ②告発者等の不利益取り扱いを禁止し、管理職において適切に監督すること。
- ③調査記録の保管。
- ④再発防止の観点から、教職員間、県教委との間での情報を共有すること。

(2) 全校的な生徒指導体制の構築

ア 問題点

本件高校においては、ゼロ・トレランス的指導のもと、実質的には生徒指導を懲罰的指導に限定しているが、これは、本校において全校的な生徒指導に関わる組織が常設されていないということに問題がある。

イ 提言

生徒指導はすべての児童生徒を対象とするものである。生徒の心や身体の変化に気づき、こうした変化の背後にある生徒のケアへのニーズに気づき、全ての教職員がその応答に組織的に取り組むべきである。本校の教育や生徒指導を改善するためにも、全校的な生徒指導体制の構築は必須である。

(3) 生徒の悩みごとに対する相談体制の構築

ア 問題点

本件高校においては、教育相談係やスクールカウンセラーの設置など生徒からの相談に対応する体制は設けられているものの、必ずしもその体制が十分に周知、認識されているとはいえなかった。

イ 本件高校への提言

- ① 教職員による不適切な指導を防止するだけでなく、広く生徒の抱える悩み
に寄り添うことで生徒の意見表明がしやすいようにするためには、生徒が利
用しやすい相談体制を構築する必要がある。そこで、従前の体制を見直し、
より実効性の確保できる体制とする必要があり、そのために以下の提案を行
う。
 - i 相談マニュアルを作成することが必要であり、以下の点も留意されたい。
 - ・スクールカウンセラーへの相談を生徒の要望で実施できるようにする。
 - ・相談対応者には守秘義務があり、相談対応者以外への情報共有は原則
として相談者の承諾を要することとし、相談者のプライバシーに十分に配
慮する。
 - ・相談記録について、作成者、記録すべき事項、記録の保管方法・保存期間
を定める。
 - ii 相談窓口の周知方法・周知内容を見直す。
- ② 現行の担任・副担任制を前提としたうえで、生徒が抱える悩みについて情
報を共有する手段を講じる、あるいは、複数担任制（2名が担任）を導入す
ることの検討を提言する。

(4) 教育庁における部活動等の相談窓口の告知方法の改善

ア 問題点

教育庁においては、運動部活動については保健体育課、文化部活動につい
ては文化財課が相談窓口として存在するが、いまだ広く周知されていない。

イ 提言

県教委に、HPの「ホーム」メニューに、運動部活動については保健体育課、
文化部活動については文化財課が、相談窓口であることがわかりやすくし、イン
ターネット等で検索できるよう掲載することを提言する。

(5) 部活動の実態調査結果を踏まえた対応

ア 問題点

2022(令和4)年度に実施された部活動の実態調査のアンケートによれば、「暴力・暴言・ハラスメントが解決されたかどうか」という質問について、学校側(管理職と部活動指導者)と生徒側(生徒・保護者)で認識が乖離している。このような乖離した状況があると、生徒は声を上げて解決できないと捉えてしまうおそれがある。

イ 提言

問題解決についての評価が乖離している以上、根本的な解決のため、より積極的な対応が必要でないか検討する必要がある。生徒側の不信感が強く、学校内部だけでは適切な対応ができない場合も考えられる。教育庁による調査が必要なケースを想定し、その調査態勢を構築すべきである。

(6) 生徒・保護者が参加する部活動の運営体制の構築

ア 問題点

空手部には保護者会が設置されておらず、日々の部活動の運営に保護者が関与することができなかった。そして、こうした状況が、保護者による顧問Xへの監督的機能を失わせ、暴言、ハラスメントを助長した可能性もある。

イ 提言

部活動は部員である生徒の「自主的、自発的参加」により成り立つものである。部活動の運営においては生徒の自治が尊重されなければならない。

当事者による民主的な部活動の運営・指導体制(生徒自治、保護者会の設置による保護者の運営への参加)の構築が望まれる。

(7) 児童生徒の相談支援・問題改善に携わった教職員の評価

ア 問題点

ある教職員について、不適切な指導が問題とされた場合でも、様々な事情により管理職等への報告がなされず結果として不適切な指導が見過ごされてしまう事態も想定しうる。また、問題解決のため積極的調査に動き事実関係を明らかにした管理職について、管理職であることをもって結果責任を問うことになれば、保身による事実関係の隠蔽につながり、原因究明がより困難となるおそ

れがある。

イ 提言

児童生徒への関わり、管理職への提言、それを受けた管理職の対応など問題解決を担当した教職員について、プラスの評価を行うようにしていただきたい。

管理職の評価者は、不適切な指導が問題とされた事案の解明のために積極的に対応した管理職について、結果責任を問うことなく、事案に応じて、しかるべく適切な評価を行っていただきたい。

4 本件事案特有の問題に関連するその他の提言

(1) 教職員と生徒との連絡手段に関する指導の徹底

ア 問題点

県立学校教職員を対象とする各種研修において、生徒との連絡手段としてSNSを利用しないよう通知がなされていたが、上記通知の存在は、県立学校の教職員において必ずしも把握されておらず、生徒との間でSNSを利用した連絡の禁止に関する周知が徹底されていない状況にあった。

イ 提言

教職員と生徒の間でSNSを用いた1対1での連絡を行わないよう、引き続き周知徹底し、例外的に生徒と教職員の間でLINE等のSNSを利用した連絡を取らなければならない場合の基本的なルールを決めておく。

県教委は、県立学校全てに適用される統一的な基準を設け、周知・徹底させるべきである。

(2) 子どもの自死が起きたときの対応体制の改善

ア 問題点

県教委は詳細調査を開始するにあたり、本件高校の基本調査をもとに本件を部活動のみの問題と判断し、他の自治体の第三者委員会設置方法などについて調査などを行った形跡がない。その結果、調査対象や調査期間が限定され、原調査委員会の調査活動が十分に行えず、原調査委員会の記録の保存もルール化されなかった。遺族や原調査委員会が調査期間について異論を述べていたものの、当初設定していた調査期間を変更することなく調査を終了させた点で、遺族の不信感を増大させ、結果として再調査の必要性を生じさせた。再調査の開始にも時間を要し、結果として証拠の散逸が生じ、調査が難航した大

きな原因ともなった。

イ 提言

第三者委員会設置は、学校の基本調査と違った結論があり得ること、新たに事実・資料・証言が得られる可能性も想定し、調査活動が十分に行える環境を構築すべきであり、合理的な理由なく調査手法・期間の限定を行うべきではない。

調査委員会の設置、調査方針の決定等についても、選任された委員の意見、ご遺族の意見を聞き入れる必要がある。記録の保存・開示範囲についてもルール化すべきである。

上記の点を踏まえ、第三者委員会を設置する際に「設置要綱」を明文化して定めるべきである。

(3) 遺族への配慮

ア 問題点

第三者委員会設置に関する遺族の要望・意見のヒアリングが不十分であり、また、窓口が一本化されておらず、遺族に届けられる情報が錯綜した。本件高校と教育庁は、本件事案発生後、それぞれの立場で対応を行っていたが、役割と責任が明確にされておらず、場面によっては遺族から見れば、当事者意識を欠くものとして不信感を与えるものであった。

イ 提言

「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月）、「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月）に記載されている遺族へのかかわり方を基礎に、個別の事案に応じて、被害者親族の心情に配慮すべきである。事案の発生時に適切な対応ができるよう、平時の段階において、独自のマニュアルやチェックリストを作成する。

学校運営に当たり何らかの事件・事故が発生し、被害者が生じた場合には、被害者側とのやり取りを行う窓口を一本化し、被害者側の精神的負担の軽減に努めるべきである。担当職員が異動する場合には、後任者と同席して対応する引継ぎ期間を設けるなど、十分な配慮を行うべきである。

(4) 教育庁三役会議について

ア 問題点

教育庁の三役会議（以下「三役会議」という。）のメンバーは、教育長、統括監2名、参事2名で構成される。三役会議については、議事録、メモなど協議された内容について記録が残されておらず、県教委内における意思決定の過程及び責任の所在があいまいとなっていた。その結果、原調査委員会の設置に関する問題点の調査が十分に尽くせない状況となった。

イ 提言

三役会議については、教育行政等の重要な事項が協議されているのであるから、出席者、議事内容などを記録化し、保存すべきである。

第9 沖縄県への提言

1 「子どもの権利」に関する理解の周知（「子どもの権利条例」の制定）

日本では、1994（平成6）年に「子どもの権利条約」が批准され、2023（令和5）年4月から「こども基本法」が施行されている。

沖縄県では2020（令和2）年4月から「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」が施行されており、当該条例の通称は「子どもの権利尊重条例」とされているが、その実態は、家庭での虐待から児童を守ることに特化した児童虐待防止条例であって、「子どもが権利の主体である」との認識は不足している。

沖縄県においては、「子どもの権利条約」、国連子どもの権利委員会の一般的意見及び総括所見並びにこども基本法等にのっとり、沖縄県の実情や課題に合致した「沖縄県子どもの権利条例」を制定されたい。その条例の内容としては、子どもが権利の主体であり、個人として尊重されその基本的人権が保障されることを大前提とし、「子どもの権利条約」の一般原則（成長発達権・最善の利益・意見表明権・差別の禁止）を軸に、子どもには様々な権利があること並びに子どもの権利を守るのが県及び大人の義務であることを明記すべきである。

そして、沖縄県子どもの権利条例をすべての県民に周知し、その内容について理解を得るための広報活動等を積極的に行うべきである。

2 子どもの相談・救済機関(子どもオンブズ等)の設置

子どもに対する権利侵害は、家庭での虐待だけにとどまらず、学校でのいじめ、体罰、校則問題、本件のような不適切指導等もあることから、子どものあらゆる権利侵害に対して、子どもが安心して相談できる体制を構築する必要がある。

沖縄県においては、子どもが権利侵害を受けたときに相談し、その権利侵害状態から救済する機関を設置する必要がある。

2024(令和6)年2月現在、40余りの自治体において、独立した公的機関として子どもの相談・救済機関が設置されている。それらの自治体の条例及び機関を参考にして、速やかに設置に向けた動きを進めていただきたい。

第10 おすびにかえて

子どもが生まれたとき、親となったひとは万感の思いをこめて子どもに名前をつける。そうして名付けられ、大切に育てられてきた彼の名前を「生徒A」として記すことの痛ましさを思いながら、私たち委員はこの調査を続けてきた。

この2年間、私たち調査メンバーは彼の軌跡を追うように、彼と過ごしてきたひとから彼のことを聞いた。

兄の姿を追いかけるように空手道場に通うようになったこと、ひとに何かを教えることが得意だったこと、大会で優勝したあとの教室で「チャンピオン!」と呼びかけるとにっこり笑ったこと、他の道場で稽古をするときにはその道場のひとに失礼になるといって黒帯を締めることはなかったこと、優勝した大会で、「仕上げてきたな、さすがだな」と思わせる演武をしたこと、P道場の帰り道の車内では、教えてもらったことをスマホに記録していたこと、好きなものは唐揚げだったこと、クリスマスの日にサンタクロースのふりをして両親にお手紙を書いたこと、高校を卒業した後、将来は教師になりたいと思っていたこと。

それらの話は、両親に愛されながら育ち、師匠や先輩や同級生や後輩とともに自分が好きなことに打ち込み、その好きなことの楽しさや方法を存分に周囲に分け与える、生き生きとしたひとりの子どもの姿であり青年の姿であった。

その一方で、悲しみや苛立ち、そして深い孤独を抱えていたと思われる彼の言葉や姿も聞いた。

試合の帰りに顧問に叱られていたこと、顧問に呼ばれ古紙回収をさせられて学園祭のクラスの活動に参加できなかったと怒っていたこと、足を怪我していたのに試合に出るよういわれて出場したのに叱られたこと、後輩たちの目の前で前がいぶきを使ったから負けたと叱られたこと、部員みんなの前で「今度の大会終わったらキャプテンやめれ。」「練習には来ないであっちの道場に行っておけばいい。」「いいよ。」「見たくない。」「早く行け。気持ち悪いんだよ。」「キモい。」「ウザい。」と言われてその場を立ち去ったこと、そしてその翌日、顧問に会うことを恐れて、「どっちに従えばいいかわからない。」「今日は帰ります。」「今日はどうしても無理です。」と言って飛び出してしまったこと、そしてそれきり会えなくなってしまったこと。そうやっていなくなった彼が残してきた記録を私たちはひとつひとつ読んだ。子どもものころからつけていた空手ノート、作文、学校アンケート、試合の競技成績、空手部員同士でなされたLINEの記録、なかでも私たち委員が今回の調査において重視したのはLINEの記録だった。そこには空手部顧問が空手部員全員に送った記録と顧問と彼とが個人的に交わしていたやりとりが残されていた。そこからは彼がどのような日々を過ごしていたのか、彼から見えていた風景がわかる。

まず何よりも先にいわなくてはならないのは、本来であれば禁止されているはずのLINEを介して、顧問は空手部員たちとつながっていた。これは、部員たちにとっては、学校教師かつ部顧問という立場が異なる大人と、プライベート空間においても接続されている状態であったことを指す。さらに部員たちは、家にいるときの自分のトレーニング動画を、トレーニングを実施した証拠として顧問に送らないといけなかった。そして部員たちは教頭へ提出される自主学習ノートの勉強の記録もまた、顧問に送らないといけなかった。さらに部員たちは、このノートを終了したという記録を顧問に送っていないときには、罰として丸刈りにするように顧問に言われていた。つまり部員たちは、プライベートな空間においても、ある行為を評価されたり咎められたりしていたことになる。

これらを顧問の部員たちに対する指導であり、指導力であると解釈することには無理がある。ある行為が指導とみなされるためには、合意形成が不可欠である。だが部員たちと顧問との間でその過程が形成されたという話は一切見られず、聴かれなかった。さらに、そのような顧問と部員たちとのグループLINEでのやりとりのなかで、彼の成績の悪さを揶揄(やゆ)する言葉や、彼にキャプテンを辞めろという言葉や、おまえはキャプテンだろうと責任を押し付ける言葉が残されていた。これらはすべて、空手部部員たち全員にひらかれた公開の場所で、指導者である顧

問から、彼に対してなされたものである。

さらに、彼の場合はまた別の事情があった。顧問から彼に対してたびたび入電やLINEの記録が残されているが、その時刻は様々であり、顧問の連絡をしたいと思ったタイミングで彼はその連絡を受けていたことがわかっている。そしてそこには、顧問からの雑用に近い数々の指示が残されていた。

これらの指示の記録が示しているのは、高校生である彼に抱えさせてよい仕事ではないということである。だが彼は最後までひとりで、顧問から出されたそれらすべての指示に従い対応し続けている。彼が顧問からの連絡に備えて、家のなかでもイヤフォンをつけて対応しようとしていた姿を家族は目にしているが、顧問の指示とその指示に従わざるをえなかったやりとりの実際の中身は、彼がいなくなるまではっきりと外部の人間には見えないものとなっていた。

ではなぜ、こうした状況であったにも関わらず、彼はこの学校にいる教師たちに助けを求めなかったのだろうか？ この点も私たちが注目したひとつだった。それはやはり、この学校の採用している教師と生徒の関係を規定するとされているゼロ・トレランス型の生徒指導体制の影響が大きいように思われた。報告書において紙幅を割いて説明しているが、ゼロ・トレランスは、あらかじめ学校側がルールを決め、そのルール破りがあったときには、生徒側の事情を問わずに寛容なしに一律に対応することを原理とする。こうしたスタイルの生徒指導は、生徒たちに学校教師に対して発言することや、異議申し立てを諦めさせるという形で機能することが特徴である。

この学校に通う生徒たち、そして当該部活動の部員たちもおそらく異を唱え難い環境であったことは次のエピソードからもわかる。部員たちは顧問からキャプテンである彼が強く叱責されていることを認識しており、気にかけている。そして彼がいなくなった日の前日、たくさんの部員の前で、顧問が激昂し彼に対して暴言をぶつける姿もみている。部員たちは、それまでも彼が顧問に強く叱責された際、なんとか顧問の怒りが収まるような対応策を考えたり、顧問への謝罪の言葉をアドバイスしたりしながら、彼がなんとかやっていけるように提案している。だが、それは本来子どもたちにさせてよいことなのだろうか？子どもには権利があること、子どもの思いや恐怖、そして子どもの意見は表明され、大人たちはその実現の方法を考える存在であることを、この学校は生徒たちに明示し、実現することができなかった。

それにしても、と思う。彼が亡くなる以前に、すでに顧問の生徒たちに対する関わり方の問題性は指摘され、管理職の耳にも入っていた。他の運動部の生徒に対し

顧問から暴言があり、それによって不登校になったと訴えがあった事案、遠征先で、夕食先を決めるという理由で空手部の女子部員のホテルの部屋に入室しベッドに座り話をしたこと、深夜に女子部員の部屋を訪問したこと、ある指導が特定の女性部員に集中し、それが身体に触れたという訴えがなされたとのことである。しかし管理職による部員や生徒たちへの聴き取りは一切なされておらず、管理職はただ顧問のみを呼び出して、顧問の言い分のみを前提にして事案の真偽や責任の有無、その程度を判断してきた。さらにこれらのことがあったにもかかわらず、管理職からの教員評価は極めて高い評価を得るに至っている。このことは顧問にとってみれば、自分の行為は咎められないこと、そのことはつまり自分の行為の問題性に気づき、反省する契機はことごとくつぶれてきたともいえる。だから顧問が顧問Xとなってしまったのは、生徒たちに対する数々の問題を、まさに組織が逃してしまった果てに起きたことであるともいえる。

このように生徒に不適切な関わりをする教員が、管理職に咎められることがないばかりか、高い評価がなされる学校のどこに、子どもたちが自分たちの意見が聴かれているという実感が育まれる要素があるのだろうか。校長先生は、教頭先生は、教師たちは自分たちが困ったときになんとかしてくれる、自分の意見は聴き取られる、自分たちの存在は大事にされている、自分たちの権利・人権は守られているという実感を持つことができたのか、あらためて生徒たちの視点から考えなくてはならないのである。

この調査報告書のあて先はどこにあるのか、私たち委員もこの2年間、考え続けてきた。この報告書のあて先は、まず一義的には彼に何があったか知りたいと願い、社会や県議会に働きかけ続けてきた家族と家族の友人、知人たちである。だが同時に、顧問Xであり、顧問Xの働いていた本件高校の管理職であり、教師たちであり、県行政の担当者たちであり、子どもの傍で生きようと願うすべての大人たちである。

彼は断じて「生徒A」になっていい存在ではなかった。あのとき彼のそばにいた部員たち、そして生徒たちは、いまなお彼を亡くした傷みを抱えている。だからせめてそれを聴かせてもらい、なんとかそれを一緒に抱えさせてほしいと、あの時声をかけられなかったことをやりなおすことが、この学校の関係者たちにいまなお残された課題であると思われる。彼が「生徒A」になってしまうことによって告発した状況をかえるべく働くのは大人たちの責務である。

私たち大人は今回も子どもの傷みを聴き取り、そして子どもが死を選んでしまうような状況を止めることができなかった。だからこそ、起きてしまったことを検証し、それを踏まえ現状を変えていくことは全ての大人に課せられている課題である。本報告書を読み、提言を受けとめ、組織の検証を行ってほしい。本調査を実施し報告書を執筆してきた私たち委員はそう願っている。

彼とおなじ時を過ごしたみなさんへ

私たち委員もまた、この学校の部員や生徒たち、彼をよく知るみなさんにお伝えさせてほしいことがあります。

みなさんにとって彼がいなくなったこと、彼がこうやって「生徒A」として記載される調査や報告書が、あのとき自分に何ができたのかという後悔や傷みになるのではないかと、私たち委員はそのことを心配しています。それでも、何度も重ねて言わなくてはならないのは、この学校の生徒指導のやり方や部活動の進め方が、そもそもあなたたちの声を聴き取り、あなたたちが何かを発言し変えていくことを難しくするようなシステムになっていた、ということです。これはみなさんの協力で、今回あきらかにされました。

今回私たちは、それを踏まえて学校や教育委員会に対して提言を出しています。それは何よりも、教師たちが生徒を管理しなくてはならない存在として扱うのではなく、子どもには権利・人権があり、子どもの意見や存在を大事にしなくてはならないという観点に基づいたものとなっています。どうか、母校であるこの学校が、恩師たちが、周りの大人たちが、これらの提言を受けて変わっていくのか、見届けてほしいと思っています。

かけがえのない高校生活という時間が、言葉にできないような時間になってしまったことを、私たちは何度も痛ましく思いながらここまできました。だからこそ、この先、この出来事を言葉にして、傷みを分かち合うことをあきらめないでほしいと思っています。

彼とともに居た友だちだからこそ難しい場合もあるでしょう。だからあなたの言葉を聴くひとは、意外に遠くにいるのかもしれませんが。でも、その言葉を聴こうとするひとは必ずいます。私たち委員の聴き取りに、強い後悔とともに彼について語り、このことをずっと考え続けているといった大人たちはいました。そしてまた、保護者や大人たちにも、このことを分かち合いたいというひとは確かにいます。

自分の傷みを言葉にすることを、それを理解するひとと出会うことをあきらめないでほしいと思います。そしてどうか新しい季節を招き入れ、大人になってほしいと思います。そうすれば彼と過ごした部活動の時間、待ち合わせをしたバス停、連れだって出かけたショッピングモール、一緒に食べたお弁当、自転車をこいだ道、一緒に見た光る夏の海、それらすべてが輝きを失わずにそこにあることに気づく日が来ます。私たちは、あなたたちにその日が来ることを願っています。

最後にこの調査に協力してくれたことの感謝を述べさせていただけたらと思います。みなさんの証言なくして、私たちは、彼がどんなひとであったのか、彼がどんなに愛されていたか、そして彼に何があったのかを知ることはできませんでした。みなさんがたくさんの傷みと思いのなかで、この聴き取りに力を貸してくれたことが、彼のことを「生徒A」ではなくて、名前を持ったひとりの人間としての彼の軌跡を私たちが知ることを支えてくれました。

委員一同、心から感謝しています。本当にありがとうございました。

以上

資料

【資料1】再調査委員会の構成

委員 (◎は委員長。○は副委員長)

安里 学 (沖縄弁護士会、おきなわ法律事務所、弁護士)

○上間 陽子 (琉球大学教育学研究科教授)

上高德 弘 (沖縄教員塾 塾頭)

小西 智子 (大阪弁護士会、学校事件・事故被害者全国弁護団、弁護士)

◎古堅 豊 (沖縄弁護士会、ふるげん法律事務所、弁護士)

宮城 聡 (沖縄県公認心理師協会、医療法人卯の会新垣病院、臨床心理士、
公認心理師)

宮里 新之介 (沖縄県公認心理師協会、沖縄国際大学総合文化学部人間福祉学
科准教授、臨床心理士、公認心理師)

山岸 利次 (長崎大学教育学部准教授)

調査員

川津 知大 (沖縄弁護士会、のぞみ法律事務所、弁護士)

知念 敦子 (沖縄国際大学キャンパス相談室、臨床心理士、公認心理師)

長尾 大輔 (沖縄弁護士会、そらうみ法律事務所、弁護士)

宮城 元子 (沖縄県スクールカウンセラー等、臨床心理士、公認心理師)

【資料 2】用語の説明

●イエローカード制

違反行為に対してイエローカードを発行し、その回数に応じて段階的に重い処分を厳格に課していく。本件高校では「1回目：注意、2回目：反省文、3回目：日記指導（5日間）【保護者呼び出し・教頭面談】、4回目：訓告、5回目：停学、6回目以降は懲戒規程に準ずる。」としていた。

●ゼロ・トレランス

寛容度（トレランス）ゼロの指導である。厳格な懲罰体系が学校側によってあらかじめ一方的に決められており、生徒の側からすれば教職員に対して協議を持ちかけたり、異議申し立てたりすることができない。教職員側からすれば、個別具体的な事情を考慮することなく、違反行為について肅々と処分をすることが可能である。2012（平成24）年12月に発生した大阪府立桜宮高校運動部主将の自死案件や2017（平成29）年3月に福井県池田町で起こった中学生自死案件を踏まえ、ゼロ・トレランス的生徒指導が行き過ぎた懲戒を帰結したことをもって文部科学省は方針を修正している（文科省通知「池田町における自殺事案を踏まえた生徒指導上の留意事項について」2017（平成29）年10月20日）。

●支配的主従関係

部顧問と部員の間には、一般的に指導者と指導を受ける者という主従関係があるが、本件では顧問Xと生徒Aの間に一般的な主従関係を超え、支配的な要素が認められることから、本報告書では「支配的主従関係」と表現した。

●警戒的過覚醒状態

精神科医のJ. L. ハーマンが虐待をうけている子どもの状態を表すために用いた概念である。「(虐待をうけている子どもは) つねに危険であるというこの風土に適応するためにはたえざる警戒的過覚醒状態 (constant alertness) が必要となる。虐待的な環境にある児童は攻撃を予告するサインを四方くまなくスキャンする法外な能力を発達させる。彼ら彼女らは虐待者の内的状態に対して精密な波長合わせをして生きる。表情、音声、身体言語の微妙な変化を、怒り、性欲の目ざめ、酔っぱらい、あるいは解離の信号として認知するすべを身に着ける」(J. L. ハーマン『心的外傷と回復 増補新版』みすず書房、2023年147頁)。日本体育大学の野井慎吾教授

(教育生理学)は、現在の日本の子どもの心身の状態について、生理学的調査によって、虐待を受けていない日本の子どもも常に「臨戦態勢」にあるような緊張状態にあり、ハーマンの言う「警戒的過覚醒状態」とでも言うべき状態にあると指摘している(子どもの権利条約市民・NGOの会『国連子どもの権利条約と日本の子ども期』本の泉社、2020年、45から48頁)。

●学習性無力感

M. E. P. セリグマンらが提唱した概念である。「自らの行動によって嫌悪的な結果を除去または回避できない学習に基づいた無力感、すなわち、何をやっても無駄であるという感覚」である(金光義弘「Learned Helplessnessの理論の再考と展望」川崎医療福祉学会誌、1997年、7(1)、11から18頁)。これは抑うつ状態を引き起こすリスクファクターだと考えられている。

●ダブルバインド(二重拘束)

「コミュニケーションの病理で、表出されるメッセージとそれに対立し矛盾するメッセージが同時に伝達され、受け取った側が一貫した満足のいく方法で行動できなくなること」であり(平木典子『新版 心理学辞典』平凡社、1981年、98頁)、「対人関係の中で、あることを言葉でいわれながら、非言語的にはまったく違ったメッセージが送られることがあるが、そのことを指摘してはならず、しかもその場面から逃れることもできない、という状況におかれる日常的に繰り返されるコミュニケーションのパターン」のことである(恩田彰編『臨床心理学辞典』八千代出版、1999年、348頁)。「ダブルバインド」を起こすメッセージは、対立・矛盾するような内容が含まれているため、受け手としては奇異な情報として受け取りがたいものとして知覚され、次に納得のいく理由を見つけるために因果的思考が行われるが、メッセージ自体が不整合であるため思考の葛藤が生じ、情緒面で混乱し不安を抱き、否定的な感情が生じる(青木みのり『二重拘束的コミュニケーションが情報処理および情動に与える影響』教育心理学研究(1993年)第41巻第1号)。「ダブルバインド」を含むメッセージが繰り返されることで、混乱して身動きがとれなくなり、物事を論理的に判断する能力が麻痺させられてしまう。

【資料 3】 本件高校・県教委への提言（まとめ）

【本件高校への提言】		備考
1	<p>「子どもの権利条約」の理解が浸透する研修の実施</p> <input type="checkbox"/> 教職員対象の研修実施 <input type="checkbox"/> 生徒向けの授業実施	第8の2(1)
2	<p>自死予防教育・研修の実施</p> <input type="checkbox"/> 生徒向けの自死予防授業実施 <input type="checkbox"/> 教職員対象の自死予防研修実施	第8の2(2)
3	<input type="checkbox"/> 段階的指導の見直しについて	第8の2(3)
4	<input type="checkbox"/> 校則の再検討	第8の2(4)
5	<input type="checkbox"/> 本件高校の「文武両道」という校風の再検討	第8の2(5)
6	<p>教職員の不適切な指導が問題とされた場合の対応</p> <input type="checkbox"/> 調査期間中の対象教職員の処遇 <input type="checkbox"/> 告発者等の不利益取り扱いの禁止 <input type="checkbox"/> 調査記録の保管 <input type="checkbox"/> 情報の共有	第8の3(1)
7	<input type="checkbox"/> 全校的な生徒指導体制の構築	第8の3(2)
8	<p>生徒の悩みごとに対する相談体制の構築</p> <input type="checkbox"/> 相談マニュアルの作成 <input type="checkbox"/> 周知方法・周知内容の見直し	第8の3(3)
9	<input type="checkbox"/> 生徒・保護者が参加する部活動の運営体制の構築	第8の3(6)
10	<input type="checkbox"/> 生徒の相談支援・問題改善に携わった教職員評価について	第8の3(7)
11	<input type="checkbox"/> 教職員と生徒との連絡手段に関する指導の徹底	第8の4(1)
	<input type="checkbox"/> SNS等による例外的連絡のルール作り	
12	<p>遺族への配慮</p> <input type="checkbox"/> マニュアルやチェックリストを作成する等の体制整備	第8の4(3)

【県教委への提言】

備考

1	<p>「子どもの権利条約」の理解が浸透する研修の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 県内の全教職員対象の研修実施</p> <p><input type="checkbox"/> 教職員対象の義務研修化</p> <p><input type="checkbox"/> 県内全児童生徒向けの授業実施</p> <p><input type="checkbox"/> 各校で児童生徒向け同授業を実施したかの検証</p>	第8の2(1)
2	<p>自死予防教育・研修の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 児童生徒向けの自死予防授業実施</p> <p><input type="checkbox"/> 教職員対象の自死予防研修実施</p> <p><input type="checkbox"/> 教職員対象の同義務研修化</p> <p><input type="checkbox"/> 各校で児童生徒向け同授業を実施したかの検証</p>	第8の2(2)
3	<input type="checkbox"/> 段階的指導の見直しについて	第8の2(3)
4	<input type="checkbox"/> 教職員の懲戒制度の見直し	第8の2(5)
5	<input type="checkbox"/> 生徒等への部活動等の相談窓口の告知方法改善について	第8の3(4)
6	<input type="checkbox"/> 部活動の実態調査結果を踏まえた対応	第8の3(5)
7	<input type="checkbox"/> 生徒・保護者が参加する部活動の運営体制の構築	第8の3(6)
8	<input type="checkbox"/> 児童生徒の相談支援・問題改善に携わった教職員評価について	第8の3(7)
9	<input type="checkbox"/> 教職員と生徒との連絡手段に関する指導の徹底	第8の4(1)
	<input type="checkbox"/> SNS等による例外的連絡のルール作り	
10	<input type="checkbox"/> 子どもの自死が起きたときの対応体制の改善	第8の4(2)
11	遺族への配慮	第8の4(3)
	<input type="checkbox"/> マニュアルやチェックリストを作成する等の体制整備	
12	教育庁三役会議について	第8の4(4)
	<input type="checkbox"/> 出席者、議事内容などを記録化・保存	